

オリーブの会通信

2012年3月7日

発行：特定非営利活動法人KHJ香川県オリーブの会
〒760-0078 高松市今里町一丁目 499-2
連絡先 TEL/FAX 087-843-9877 (川井)
<http://khj-olive.com/>



第117回月例会ご案内

日 時	2012年3月25日(日) 13:30~16:30 (受付: 13:00~)
場 所	香川県社会福祉総合センター 6階 研修室 高松市番町1-10-35 Tel 087-835-3334
内 容	13:30~13:40 : 報告・連絡 13:40~15:00 : (1)全員参加型の会運営について考える (主な事業について3人の会員が現状報告) 質疑応答含む (2)親の学習会後の子どもの変化について アンケート実施(次年度の学習会に参考) 休 憩 (15分) 15:15~16:30 : <u>テーマ</u> :「第7回社会的ひきこもり支援者 全国実践交流会 in 神戸」に参加して NPO 法人グローバルツップスこうべ代表 森下 徹氏 他
参 加 費	・会員 1家族 1,000円 ・非会員 1家族 1,500円

厳しかった冬もやっと峠を越え、日ごとに春めいてまいりましたが、会員の皆様にはお元気で過ごしのこととお喜び申し上げます。

2011年度も残り1ヶ月足らずとなりました。2月例会では「作業所作りを目指して」と題して、泉善法氏にお話をして頂きました。しかし、ひきこもり状態の子が生きていくための就労支援の環境が整備されていない現状があります。(H.25.8までに自立支援法を廃止して、新たな総合的な福祉制度(障害者総合福祉法(仮称))の制定、施行を目指す)

2012年(H24/4)で発足10周年、NPO法人化5年目を迎え、2013年(平成25年)度は親の会の存在意義を高めるためにも前向きな対応が求められています。

皆様方の力強いご支援ご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

【2月例会(2/26)の報告】(概略)

第2回(拡大)理事会より抜粋報告 ①会の方向性と運営について:○全国組織の親の会であるKHJとして奥山代表亡きあと、池田代表のもと本部と歩調を合わせていく。(参考:旅立ち61号(7月3日発行)に掲載の1~9項目を骨格としたもの 今 情勢が大きく変化してきているので、項目も追加されたりして変わる場合もある。)運営については、会員一人ひとりが出来ることをやっていってほしい。○会設立から現在まで:2002年(H14/7)「KHJ香川県(四国)親の会」設立、2008年(H20/4)法人登記、2012年(H24/4)発足10周年、NPO法人化5年目を迎える。②理事長・理事の候補(推薦)について:なし。理事の任期満了につき辞任表明1人。運営委員については推薦二人。今までは自分が出れることをやってきたが、法律もでき環境も変わってきた。会のためにも是非皆さん立候補していただきたい。③会費の変更について:本部会費として一人当たり1000円/年徴収する。④2012年度総会開催について:4月22日(日)に開催予定。

(川井)

講演

テーマ「作業所作りを目指して」

ーひきこもりの若者の働く場所作りを考えるー

講師:きょうされん香川支部

代表 泉 善 法 氏

1 はじめに

私は福祉作業所運動に30年携わってきた。今は「なかまの里」(国分寺町)の責任者をしている。また、平成24年4月に「ふれあい広場とも」(補助事業)をスタートさせる。そこでは、喫茶、お菓子作りをスタッフ20人で立ち上げる。更には「ケアホーム」(岡本町)を開設予定と、多忙を極めている。

このような活動を通して自分の子どもが社会に出て一人前に働いてくれたらと言うの

が正直な思いです。今まで「そのうち何とかなる」の希望的観測でいましたが、結果として良くなかったので、わが子のために自分の経験を生かせたらと思っている。

ちなみに、和歌山県田辺市にある喫茶店「オフレ」ではひきこもり者が中心で社会活動をしているのを見て、こちらでも出来るのだと思った。作業所作りは、ひきこもり者が一人ひとりまったく様子が異なるので、どう写るか、子どもの位置、状況を確認しながら進める必要がある。ただ、作業所は、本人の都合次第で責任の無い仕事から始めるようにすれば可能である。ぜひ、香川県でも「作業所づくりをやらねばならない」との思いである。

2 共同作業所

障害者は、1954年以降、全員が養護学校に行くようになったが、高等部を卒業すると行くところがないという状況になった。そして、障害者から色々な意見が出るとともに、親子心中も多発するなどしたため、昭和35年に知的障害者のための法が整備され、入所施設が出来ていった。ただ、「誰かと一緒におりたい」「働きたい」と言う当事者、親の願いから「共同作業所」がスタートした。

全国では昭和40年代後半から、香川県では昭和50年代からボツボツ作られた。香川県では昭和50年に年間60万円の補助金からスタートした。全国では6000箇所、香川県では40箇所ほどあった。

作業所は一般就労の難しい重度障害者がほとんどである。作業は「箱折」「袋詰め」など内職的な請負作業が多い。

最近はパン作り、弁当、お菓子作りなど多彩になってきている。作業所は「場所」「職員」「仕事」「障害者」があれば何処でも出来る。現実的には「職員」「場所」に対する経費が必要で、作業所の補助金は年間1千万円（高松市の場合）となっている。

ただ、作業所にひきこもり当事者を連れてくるのは難しいが、弁当屋の前で「お好み焼き」「たこ焼き」など、具体的な作業を提示することで、出かけるきっかけになればと思う。

3 障害者自立支援法と作業所

自立支援法は平成18年4月にスタートした。当初は、6000箇所あった事業所が、現在ではほとんどなくなった。香川県でも無認可作業所は2箇所程度である。無認可作業所は、ほとんど社会福祉法人になったり、NPO法人になった。法人化することで「就労継続支援B型」「生活介護事業所」を開設する。いわゆる障害者福祉サービス事業所となる。

NPO法人を取得して「障害福祉サービス」事業が出来ないところは、地域生活支援事業として補助金事業の作業所となるのが可能である。

その場合、国から500万円、市から100万円の補助金を受けることが出来る。

4 ひきこもりの作業所づくり

人と人との関係作りが難しいひきこもり者は、作業所という「働く場」で社会に出て

行くための「助走」になればと思う。

「働く」と言うことは、社会とのつながり、自己実現の場、経済的自立などなど、人としての「個」の確立、人間としての「自立」を意味します。

具体的な方法としては、

- NPO 法人オリーブの会で地域生活支援事業（作業所づくり）を行う。
- 県、市および町に補助金の申請を行う。平成 25 年度予算で行う。
- 場所を確保する。
- 作業の内容を検討する。喫茶、レストラン、農業、パソコンを使った仕事。
- ひきこもりの利用者を確保する。
- 職員を確保する。



などして将来的には、地力をつけて就労継続支援 A 型、B 型を目指せばいいと思います。

とにかく、自分の子どもが作業所に来ないかも知れないが、親がやることで子どもは見ています。親が立ち上がる時です。お手伝いをさせていただきますのでがんばって欲しいと思います。

5 質疑応答

ひきこもり当事者が親亡き後をどのように生活していけばいいのかという、切実な現実を踏まえて熱心な質疑が行われ、福祉行政に詳しい泉氏からご教示を頂きました。その主な内容は次のとおりです。

Q1 ひきこもり当事者が親亡き後、孤独死（餓死）しないように、親は何とかなければと思うが。

A そのためにも「作業所」が必要ではないかと思います。

Q2 作業所のことを本人に話したところ「楽しみにしている」という返事だった。作業所の募集は 地域の特定はどうか、誰でも応募出来るのか。

A 職員（弁当を配達する人）の募集は終わった。利用者（弁当を作る人なら来てもらって良い（ボランティア））。

ただ、作業に来るには「障害者受給者証」を市で交付してもらう必要がある。そして、交付申請には、「医者の意見書」の添付が求められる。その場合、ひきこもり当事者が投薬を受けているとか、神経症とかについて、医者の判断を待つことになると思います。

Q3 生活保護受給は、世帯単位になっているようだが、どのような手続きが必要か

A 生活保護受給については、生活実態が必要である。詳しくはまたの機会にお話することによってさせていただきます。

〔追 記〕

ひきこもりへの対応は、厳しい状況にあるが、親も腹を決め、国の制度に乗り遅れないようにすることが大事です。

高松市では、平成 25 年度予算の締め切りが平成 24 年 11 月頃なので、平成 25 年度作業所スタートを目指して、平成 24 年度は必死に動くことが必要です。

以 上

後半のグループ別話し合い「ひきこもり対応で今一番困っていることなど」を話し合う予定でしたが、知的障害者福祉法と共同作業所・障害者自立支援法（障害者総合福祉法：仮称）と作業所・地域生活支援事業としての「ひきこもりの作業所づくり」と、福祉作業所運動に携わって来られた 30 年の実績をもとにお話され、はじめてお聴きする具体的な内容に参加者が強く関心を示し、後半の予定を変更して引き続き泉氏に作業所作りのお話をさせていただきました。



【パソコン教室・ポパイの会 3/11（日）】

今月は支援員の森下さんらが来られる予定です。2月12日のポパイの会は若者5人、大人4人と森下さんの10人でカラオケに行きました。若者2人が一緒に歌ったり、カラオケは初めてという若者も大きな声で歌っていました。曲の入力もスムーズにできました。5人の若者にとってカラオケは初めての顔合わせでした。

貴重な体験になったのではないのでしょうか。

3月はフェイスブックの予定です。はじめての方はノートパソコンをご持参下さい。

【お遍路さんのお土産作りの状況】

◇たんぽぽの風企画さんのお土産作りのお手伝い

折り紙の菅笠づくりが一段落し、また杖の飾り付けに戻りました。杖も太くなっていきます。やり難いかも分かりませんが、ずっと若者が続けてくれています。

絵手紙については会員の皆さん及び若者の協力を引き続きお願いいたします。

【3月 居場所活動予定】

内 容	日	曜日	時 間	担 当
第10回運営委員会	3	土	13:30～	川井
個人カウンセリング（松田 勝先生）	10	土	9:00～	川井
ポパイの会 パソコン教室	11	日	13:30～	森下
親の学習会（4/22 予定）				

次回【118回月例会の予定】

日 時	2012年4月22日(日) 13:30~16:30 (受付:13:00~)
場 所	香川県社会福祉総合センター 6階 研修室 高松市番町1-10-35 Tel 087-835-3334
内 容 (予定)	○2012年度通常総会 ○親の学習会
参 加 費	○一家族 1000円(会員) ○一家族 1500円(非会員)
担 当 G	Bグループ

【お知らせ】主催：香川障害フォーラム主催 (チラシ同封)

日 時	2012年3月11日(日) 13:00~16:00
場 所	香川県社会福祉総合センター 1階コミュニティホール TEL 087-835-3182
内 容	障害者制度改革について考える地域フォーラム 私たちがつくる新しい障害者制度 講演 ○「改正障害者基本法について」 ○「総合福祉法について」 講師 障がい者制度改革推進会議構成員 総合福祉部会長 日本社会事業大学教授 佐藤 久夫氏
参 加 費	○無料